

6 生私振第 1 7 5 4 号  
令和 7 年 3 月 7 日

各学校法人理事長 殿

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課長  
伊 与 浩 暁

令和 7 年度教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）  
に係る交付申請予定額一覧等の提出について

標記の件について、文部科学省から東京都に対して周知依頼がありました。該当がある場合は下記により文部科学省へ交付申請予定額一覧等を提出してください。

なお、学校法人のうち、令和 6 年度に本補助金を活用した学校法人に対しては、文部科学省が別途直接周知していること申し添えます。

**該当がない場合は、交付申請予定額一覧等の提出は不要です。**

記

## 1 対象学種

学校法人立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

※幼稚園型認定こども園については、対象外となることにご留意ください。

## 2 提出書類

（１）交付申請予定額一覧

（２）事業実施計画書（別記 1 ～ 3 様式 1 のうち 該当する事業のみ作成・提出）

上記のデータ等は、3 月 1 0 日（月曜日）1 9 時以降、以下の URL にある

「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）」からダウンロードできます。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/youshiki.html>

## 3 提出期限

令和 7 年 3 月 1 7 日（月）1 7 : 0 0 ※締切厳守

※文部科学省が提出を確認後、文部科学省から拝受メールを送付します。

拝受メールが 3 月 1 8 日（火）1 7 : 0 0 までに届かない場合は、文部科学省へ電話でご連絡をお願いいたします。

#### 4 提出方法 ※学校法人から直接、文部科学省に提出すること。

- (1) 「2 提出書類 (1)、(2)」の Excel ファイルと PDF ファイルを以下の Box リンク先に格納すること。

【 <https://mext.ent.box.com/f/cbd53603bc5d4b15b116b97d6a275d2f> 】

※PDF ファイルは1つにまとめて、ファイル名は「【学校法人名】R7 交付申請予定」とすること。

※ZIP ファイルにしないこと。

※セキュリティの関係で Box での提出ができない場合は、メールで提出の上、文部科学省へ電話で一報すること。

- (2) ファイル格納後、提出した旨を以下メールアドレスまで一報すること。

文部科学省特別支援教育課支援第一係 メールアドレス：[seika@mext.go.jp](mailto:seika@mext.go.jp)

※件名は「【学校法人名】R7 交付申請予定」とすること。

※文部科学省からの拝受メールが3月18日(火)17時までに届かない場合は、文部科学省へ電話で一報すること。

#### 5 留意事項

##### (1) 全補助事業共通

- ・本依頼は、令和7年度政府予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては実施方法や経費などを変更する場合があること。
- ・事業実施計画書の作成に当たって、「(経費の配分・使用方法)」における「内訳」は、その内容が確認できるよう、以下を参考に記載すること。

(記載例) 消耗品費：コピー用紙代 ○○箱×○○円＝○○円

諸謝金：○○協力者会議(会議出席謝金) ○人×○回×○○円＝○○円

- ・令和6年度の交付決定額・変更交付決定額の決定においては、交付申請額及び事業実施計画書に記載の経費を精査し、文部科学省において補助対象目的外と整理した経費を対象外としている。交付申請予定額一覧の提出に当たっては、補助対象経費に該当しない経費が計上されていないことを確認の上、申請を行うこと。

##### (参考) 補助対象外と整理する経費

＜補助事業全体＞

- ・補助対象目的外の経費であり、補助対象外であると当省が整理した経費

＜医療的ケア看護職員配置事業＞

上記に加え、特に申請時に確認いただきたい補助対象外と整理する経費

- ・医療機器(パルスオキシメーター、体温計等)
- ・医療的ケア児受入れのための整備(フロアマット、ポータブルトイレ等)
- ・研修実施に係る経費(研修講師派遣・会議費・研修受講料)
- ・指示書の発行に係る経費

(2) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業について

- ・ 本補助事業は、切れ目ない支援体制の整備を促すことを目的としていることから、補助する期間は事業の着手から3年を限りとしていること。

※ただし、交付要綱別記1「3. 補助対象経費(4)」に係る経費は、改めてその着手から3年を限りとして補助することが可能。

(3) 医療的ケア看護職員配置事業について

- ・ 本事業は、学校において医療的ケアを実施するために、看護師等及び介護福祉士等の学校への配置に係る経費の補助を行うものであり、効果的かつ効率的な配置方法を検討するとともに、配置する者が医療的ケアを実施していない場合は補助対象外となることに留意した上で、事業実施計画書等を作成すること。
- ・ 学校法人からの申請に当たっては以下に留意の上、申請を行うこと。

Q1：申請・交付決定・精算等の補助金に関する事務手続きは学校法人と文部科学省が直接やり取りするのか。

A1：令和7年度分については、学校法人と文部科学省が直接、補助金に関する事務手続きを行います。

Q2：障害のある医療的ケア児を受入れている学校法人立の幼稚園において、切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）と私学助成（幼稚園等特別支援教育経費）を重複して活用することは可能か。

A2：同一の取組に対して国の補助金を重複して交付することは認められません。ただし、取組ごとに財源や用途等を明確に区分することが可能な場合、それぞれの補助金に申請することは可能と考えます。例えば、障害のある医療的ケア児受入れのための取組として、①医療的ケア看護職員の配置と、②医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入を行う場合、取組毎に切り分けを行い、①医療的ケア看護職員の配置については切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）、②医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入については私学助成（幼稚園等特別支援教育経費）に申請するといったことが考えられます。

Q3：医療的ケアとは何を指すのか。

A3：一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。具体的な行為が医行為に該当するか否かについては、都道府県の医事担当課にご確認をお願いします。なお、本補助事業は医療的ケアを行うために看護師等及び介護福祉士等を配置するために係る経費を補助するものであり、医療的ケアを行う者が医療的ケア以外の業務に従事している場合、医療的ケアの業務に係る経費のみを計上することとします。

- ・ <参考>これまでにあった質問（回答：文部科学省）

Q1：医療的ケア児自身が必要な医療的ケアの一部を実施できる場合、医療的ケア看護職員配置事業を活用可能か。

A1：当該児童生徒に対し、看護師等によるケア、ケア実施前後の経過観察等が必要であるという医師からの指示があり、教育委員会等が看護師等を配置する場合には、本事業の活用が可能です。

Q2：日中は医療的ケアを必要とせず、夜間のみ医療器ケアが必要な児童生徒が在籍している。普段の学校生活においては医療的ケア看護職員を配置していないが、泊を伴う校外学習には看護師等の配置が必要となるため、医療的ケア看護職員配置事業を活用可能か。

A2：当該児童生徒に対し、看護師等によるケア等が必要であるという医師からの指示があり、教育委員会等が看護師等を配置する場合には、泊を伴う校外学習のみの看護師等の配置を行う場合においても本事業の活用が可能です。

#### （４） 外部専門家配置事業について

- ・ 本補助事業は、特別支援学校のセンター的機能を活用することを前提として、個別の支援計画の作成や実際の指導に当たって障害の状態等に応じて必要となる外部専門家との連携に係る経費の補助を行うものであるため、交付申請を予定している者においては域内での取組等について必要な調整を図った上で、事業実施計画書を作成すること。

#### 6 今後の予定（案）

令和7年4月1日（火） 交付内定、交付申請書 提出依頼

令和7年5月1日（木） 交付申請書 提出締切

令和7年6月2日（月） 交付決定

#### 7 本件問合せ先

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

TEL：03-6734-3192

Eメール：[seika@mext.go.jp](mailto:seika@mext.go.jp)

#### 8 本通知の送付に係る問合せ先

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課助成担当

Eメール：[S1121501@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1121501@section.metro.tokyo.jp)

＊お手数をおかけいたしますが、お問合せについてはメールでお願いいたします。